

鶴ヶ島市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、工事監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年6月27日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 近 藤 英 基

1 基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

工事監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

道路築造工事（区第14-1号線）若葉駅西口地区

4 監査の着眼点

監査の対象となった工事の計画、設計、積算、契約、施工、検査が適正に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出した関係書類を精査するとともに、関係職員からの説明の聴取及び現地調査により監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所 鶴ヶ島市役所 庁議室

日 程 令和4年5月25日

7 監査の結果

1 から 6 までの記載事項のとおり対象工事の監査を行った結果は、次のとおりである。

- (1) 計 画 適正に行われていると認められた。
- (2) 設 計 概ね適正に行われていると認められた。
- (3) 積 算 適正に行われていると認められた。
- (4) 契 約 適正に行われていると認められた。
- (5) 施 工 適正に行われていると認められた。
- (6) 検 査 適正に行われていると認められた。

景観を損なう箇所が見受けられたため、今後は現地の状況を十分に調査して設計に反映させ、適正な工事の執行に努められたい。

8 工事概要等

別紙のとおり

工 事 概 要 等

工 事 名	道路築造工事(区第14-1号線)若葉駅西口地区
工 事 場 所	鶴ヶ島市大字上広谷地内
監 査 対 象 課	区画整理課
工 事 内 容	道路改良工事 延長82.34m 幅員14.0m 道路土工 掘削工：一式 路床工 RC-40：373m³ 残土処理工：1,070m³ 作業土工：一式 排水構造物工 側溝工 自由勾配側溝 車道用 300×300：74m 車道用 300×400：30m 車道用 300×500：4m 車道用 300×800：4m 集水桝工 集水桝 H900：1基 集水桝 H1000：2基 取付管工：一式 浸透施設工 浸透トレンチ：65m 浸透トレンチ接続桝：2箇所 舗装工 アスファルト舗装工 不陸整正 補足材M-30 t=3cm：52m² 下層路盤 RC-40 t=35cm：685m² 上層路盤 RM-40 t=15cm：558m² t=10cm：127m² 上層路盤 M-30 t=6cm：5m² 基層 3.0m超 t=5cm：593m² 1.4m未満 t=5cm：11m² 表層 3.0m超 t=5cm：593m² 1.4m未満 t=5cm：11m² 表層 3.0m超 t=4cm：11m² ブロック舗装工 フィルター層：395m² 下層路盤 RC-40 t=15cm：120m² 下層路盤 RC-40 t=25cm：25m² 上層路盤 RC-40 t=10cm：450m² 上層路盤 RM-40 t=10cm：120m² 上層路盤 RM-40 t=15cm：25m² インターロッキングブロック(一般部)：395m² インターロッキングブロック(乗入部A・B)：145m² 視覚障害者誘導ブロック(一般部)：55m² 視覚障害者誘導ブロック(乗入部A・B)：16m² 縁石工 縁石工 歩車道境界ブロック：一式 防護柵工：一式 区画線工：一式 道路付属施設工 照明工 街路灯：4基 構造物撤去工：一式 付帯工：一式 整地工：一式 仮設工：一式
契 約 額	52,778,000円
工 期	令和3年9月22日 から 令和4年3月30日 まで
契 約 方 法	一般競争入札
請 負 業 者 名	株式会社 東洋土木